

○北杜市立白州保育園・西部こども園施設整備検討委員会設置要綱

令和2年11月9日

告示第96号

(設置)

第1条 北杜市保育園整備計画に基づく北杜市立白州保育園・西部こども園（以下「保育園」という。）の施設整備について地域の実情を踏まえ総合的に検討するため、北杜市立白州保育園・西部こども園施設整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、市長に提言するものとする。

- (1) 保育園の整備計画に関すること。
- (2) 保育園の施設整備に関すること。
- (3) その他保育園の施設整備に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 地域を代表する者
- (2) 教育・保育施設を代表する者
- (3) 小学校就学前子どもの保護者又は扶養義務者
- (4) 北杜市子ども・子育て会議条例（平成25年北杜市条例第20号）に規定する子育て会議を代表する者
- (5) 学識を有する者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から第3条に規定する所掌事務の処理を完了した日までとする。

(役員)

第6条 委員会に、委員長1人及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉部子育て応援課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(最初に開かれる会議の招集)

- 2 委員が委嘱された後の最初に開かれる会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(有効期限)

- 3 この告示は、委員会が第3条に規定する所掌事務の処理を完了した日限り、その効力を失う。